

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令 和 7 年

環境・安全安心特別委員会会議録

令和7年12月5日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

環 境 ・ 安 全 安 心 特 別 委 員 会 会 議 錄

- 1 開会年月日 令和7年12月5日（金）
- 2 開会場所 議会第3会議室
- 3 出席者

委員長 早川太郎	副委員長 高橋えりか
委員 拝野健	委員 吉岡誠司
委員 岡田勇一郎	委員 青鹿公男
委員 伊藤延子	委員 望月元美
委員 寺田晃	委員 中嶋恵
委員 石塚猛	委員 小坂義久
議長 石川義弘	
- 4 欠席者
(0人)
- 5 委員外議員
(0人)
- 6 出席理事者

副区長	野村武治
総務部副参事	
(区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長) 兼務)	
危機管理室長	杉光邦彦
危機・災害対策課長	小池雄太
生活安全推進課長	大和田好行
環境清掃部長	遠藤成之
清掃リサイクル課長	曲山裕通
台東清掃事務所長	渋谷謙三
- 7 議会事務局

事務局長	鈴木慎也
事務局次長	櫻井敬子
議事調査係長	吉田裕麻
議会担当係長	女部田孝史
書記	関口弘一
- 8 案件

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎審議調査事項

案件第1 環境及び安全安心について

◎理事者報告事項

【危機管理室】

1. 災害時における協定の締結について 資料1 危機・災害対策課長

2. 台東区災害時トイレ確保・管理指針中間のまとめについて

.....事前資料1 危機・災害対策課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（早川太郎） ただいまから、環境・安全安心特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、私から一言御礼申し上げます。

過日実施いたしました行政視察におきましては、委員各位並びに理事者のご協力により、無事、所期の目的を達成することができました。誠にありがとうございました。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 案件第1、環境及び安全安心についてを議題といたします。

本件について理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

初めに、災害時における協定の締結について、危機・災害対策課長、報告願います。

危機・災害対策課長。

○小池雄太 危機・災害対策課長 それでは、災害時における協定の締結についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。項番1、協定の目的でございます。区内の団体と災害協定を締結することにより、区の災害対応力の強化を図ることを目的とします。

項番2、協定の名称ですが、災害時における入浴支援に関する協定です。

項番3、協定の内容でございます。

（1）概要です。災害時、入浴設備のない避難所等で生活している者や、自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない者の公衆衛生を維持し、心身の健康を保つため、入浴支援を要請するものです。

（2）相手方は、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合台東支部です。

なお、協定書案は別紙のとおりです。

項番4、今後の予定です。案件をご了承いただいた後、令和8年1月に協定の締結を実施する予定です。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 災害対応の強化ということで、大変よい協定締結だと思います。

八潮市の陥没の事故の際に、八潮市民に対して区の入浴施設を開放しましたときには自己申告制だったと思うんですけれども、被災者の自己申告制により利用が可能といったルールで今回もよろしいでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 八潮市の陥没事故の際の無料開放のときには、免許証等により該当の自治体の住民であるかどうかを確認したということで聞いてございます。この事業におきましても、何らかの方法で被災者であるということの確認は必要と考えております。例えば他自治体のケースですと、入浴証明書を被災者に発行するなどして対応しているケースもあると聞いておりますので、詳細については今後、相手方と協議して進めて、検討していくたいと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。どうしても自己申告とかになると、見極めがつかなくなってしまうと思うので、とはいって、災害時には緊急性を要するものなので、入浴したいという人を断ることはできないと思いますので、ルールはきちんと決めた上で運用、臨機応変に対応いただければと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

○委員長 いいですか。

◆中嶋恵 委員 以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 これ大事なことかなというふうに思うんですね。災害時にやはりお風呂に、いろいろな支援でお風呂に入ったときに、皆さんのがやっと安心したりとか、そういう意味でも大事な支援だと思います。

そこで、今、台東区としては、20でしたっけ、19でしたっけ、銭湯があるかと思うんですけども、能登やなど、いろいろな災害時ですと、やはり銭湯といえども、災害を受けてしまうなどもありますよね。だから、そういうところで、今の台東区の銭湯自体の耐震性とか、そういうところについては点検とともにされているんでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 現在のところ、こちらといたしまして、耐震性がどの程度進んでいるかというような情報はまず得ておりませんが、そうしたところの耐震性がどの程度あるかというのは先方のほうにも、一応こちらとしては気にしているところであるということでお伝えはさせていただいておりますので、今後そういうものも分かり次第、こちらとしては把握していくきたいと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本当に大事だと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こういう中で、今、耐震性、これはまたことは別になるのかと思うんですけども、耐震性、強度をする、いろいろな、そういうところはまた区としての支援などもぜひともやっていただきたいということを要望しまして、これについては……。

○委員長 いいですか。

◆伊藤延子 委員 はい。

○委員長 ほか、いいですか。

石塚委員。

◆石塚猛 委員 今の伊藤委員の質問に、災害対策、危機対策で協定を結んだって、大変いいことだ。

浴場組合も大分減ってきたんだけれども、これ落ち着いているって。だから、経営が、台東区の行政の協力や、あるいはいろいろな助成も組まれたりして、充実した浴場組合になっていると思うんですけども、対する相手の耐震のことも状況も分からぬで、これから前向きに考えますじゃ、遅いよ。だって、危機対策のためにやってんだから、これから考えるじゃ駄目なんだよ、今までやっていなければ。そうでしょう。いざというときに、災害、防災協定を結んで、堅牢な、大きな浴場組合だからこそ頼れるんじゃないかな。その耐震も、これから調べますじゃ駄目だ。今までやっていないといけないという話だと思うが、いかがですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

○小池雄太 危機・災害対策課長 早急に調査、ご協力をお願いして、調べてまいります。

◆石塚猛 委員 しっかりしてくれよ。

○委員長 いいですか。石塚委員、いいですか。

◆石塚猛 委員 はい。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区災害時トイレ確保・管理指針中間のまとめについて、危機・災害対策課長、報告願います。

危機・災害対策課長。

○小池雄太 危機・災害対策課長 それでは、台東区災害時トイレ確保・管理指針中間のまとめについてご説明いたします。

事前資料の1をご覧ください。本件は、今年度中に策定予定の台東区災害時トイレ確保・管理指針について、中間のまとめをご報告するものです。

項番1、検討経過でございます。災害時トイレに係る意見聴取の実施とともに、今後の災害時のトイレ方針について府内で検討を行いました。記載のとおり、3回にわたり府内で作業部会を行うとともに、一般の区民をはじめ、災害時に配慮を必要とする高齢者、障害者、外国人、女性の方などから意見聴取を行いました。

項番2、指針の概要でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(1) 目的でございます。誰もが安全で安心して使用できるよう、「災害時もトイレが、ずっと使える！ずっと安心」を実現し、区民の生命と健康、そして尊厳を守り、日常生活の早期回復に寄与することを目的とします。

(2) 主な内容でございます。各種災害用トイレの特徴や災害フェーズに応じた活用などを取りまとめ、適切な場所に十分な数量の災害用トイレを確保するとともに、快適なトイレ環境を維持するため、新たに作成する災害時のトイレ使用確認手順などをお示しいたします。

(3) 基本指針及び課題、対策でございます。基本指針につきましては、1、適切な場所に必要な数量の災害時トイレの確保、2、災害時トイレの管理・運用体制の構築による環境整備、3、区民や地域等による災害時トイレの備えの推進としました。

続きまして、2ページ目をご覧ください。ここからは、主な課題と対策をお示ししてございます。大きく3つの視点から課題と対策を整理しました。

まずは、①トイレ確保における課題と対策です。内容を災害用トイレの整備、災害用トイレの質の向上、災害用トイレの設置体制の構築に分け、取りまとめました。それについて、中間のまとめで示している主な課題と、それに対する対策を記載しております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。②災害時トイレの管理、運用体制の構築における課題と対策です。内容を、衛生環境の改善、運用体制の構築、くみ取りし尿処理、使用済携帯トイレ等の処理に分け、主な課題と対策を記載しております。

続いて、③災害用トイレの備えに関する課題と対策です。内容を自助の促進、共助の促進に分け、主な課題と対策を記載しております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。項目3、中間のまとめ（案）につきましては、別紙のとおりでございます。

続きまして、項目4、今後の予定につきましては、本委員会での報告の後、パブリックコメントを実施し、その後、令和8年第1回定例会において最終案をご報告させていただく予定です。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ご説明ありがとうございます。

災害用トイレの先ほどの主な課題と対策というところで、トイレカーについてちょっとお伺いしたいと思います。

課題としては、発災時における迅速な仮設トイレ・トイレカーの確保というところと、対策に関しては、移設が可能なトイレカーや仮設トイレを調達するため、民間事業者やほか自治体の協力体制の強化を図るということだったと思うんですけども、そちらをちょっと具体的に教えていただきたいのが一つと、トイレカーが万が一確保できなかった場合の想定はされているのかということ、2点お伺いさせてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まず、トイレカー、トイレトラックの調達ですが、幾つか手段がございます。まずは、区のほうで直接購入をする方法、または、民間事業者による協定を結び、発災時に派遣をしてもらう方法、また、本年7月には国のほうで災害車両登録制度というのを開始したところでありますと、トイレトラックやトイレカーのほか、例えばキッチンカーですとか、そういうものを派遣する制度がございます。それについて、長所や課題など特徴が様々ありますので、今後比較しながら、調達手段については検討を進めているところでございます。

あと、それと、派遣がなかった場合ということですけれども、トイレカー、トイレトラックについては、当然、あることで、トイレが充足すると考えておりますが、現在のシミュレーションのところでは、一時的に、この本編のほうにも記載してございますが、トイレが若干不足すると見込まれるフェーズはありますが、そこに対応するためには、そのほか仮設トイレですか、あとは、ご自宅の備蓄を進めていくということですので、様々な手段でいろいろリスクの軽減を図っておりますので、トイレカー、トイレトラックにつきましては、ない場合についても可能な限り対応できるよういろいろな手段を考えていきたいと思っております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ご説明ありがとうございます。

そこで、台東区でもし今後イベントとかあったときに、トイレカーなどをちょっとうまく活用とかできれば、ふだんから使っていれば、より一層そういったときにスムーズに対応いただけるのかなと思ったりもしたんですけども、いかがでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 もし本区で保有することになれば、そういうイベント時で活用することで、いざ発災というときにもうスムーズに活用できる可能性はあるかと思っております。ただ、若干終わった後の清掃ですか、処理、し尿処理の費用とかもかかりますので、そうしたことでも考えながら、考慮に入れて、購入した際には平時の活用も検討してまいりたいと考えております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 引き続きよろしくお願ひします。以上です。

○委員長 ほか。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ちょうど今度の日曜日の7日なんですけれども、竜泉福祉センターの竜福いきいきカフェで、災害時のトイレの話を学ぶ場というのをいただいたんですね。こちら、区民カレッジのたいとう災害かわやプロジェクトの主催のものなので、定期的に開催をしているんですけれども、その中では、携帯トイレ、もう種類、今、様々ありますんで、実際使い方を試したりとか、ラップ型トイレとか、凝固剤一つにしてもどのように利用するのかとか、また、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

家庭にあるものなどでも猫砂とかを代用ができるとか、トイレに常備している生理用品は止血ができるとかなどなど、そのような学習を過去にもしてまいりました。災害の学習の場の提供ということで、生涯学習課と連携とかを図って学習会とかを設けるなどの予定は区としてはございますでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

○小池雄太 危機・災害対策課長 今、委員のお話のありましたかわやプロジェクトですけれども、これまで区のほうでは防災指導者講習会ですとか、防災フェアですとか、そうしたところにご協力を願いしてきたところです。現在も、そのほかには防災出前講座ですとか、避難所運営委員会、防災訓練の際などにはトイレの使用方法も含めて周知をしております。今後、そのほかの講座とか、区民のカレッジとか、そういったところの内容については、機会があれば、検討させていただきたいと思います。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。そうですね、町会の防災訓練とともに積極的に区が関与していただいているというのは私も常に見ております。実際にそういった避難訓練とかまち歩きをして、ここにマンホールトイレがある場所ですとか案内をしながらの訓練だったりとか、災害時のトイレの問題では、避難訓練の際に、区民の方からの意見でも、災害時のときにわざわざトイレを組み立てている余裕もないし、トイレがワンタッチで組立てができるものが欲しいななんて、そんな意見とかもありましたので、早急に組立てが練習できるとか、そういった学びの場とかを設けるのとかもありますので、ぜひ引き続きそのような区のオフィシャルの場の学びの場というのもあったらよいなと思いますので、こちらは要望でお伝えをしておきます。以上です。

○委員長 よろしいですか。要望でいいですね。

◆中嶋恵 委員 はい。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 一昨日の一般質問でも、うちの中澤区議はじめ、高森区議がこの災害時のトイレの課題について質問して、ここにいる委員の方も様々、この本當、災害時のトイレの関係とか、やはり質問されていると思いますし、私も何度かこの件については触れさせていただいた経緯がございます。今回、こうしたことを踏まえて、管理指針ということでこのような形で今回お示しいただいたことについては、率直に評価したいと思います。

その中で、この検討経過の意見聴取ってありますよね。この内容が本編の26ページにずらっとあります。やはり台東区民の意識調査ということで、一応その確認をしたところ、トイレの不足が最も多いと。プライバシーの確保とか悪臭とか、男女別の確保とか、あと安全性といった、まさしくこの辺のところの、皆さん、区民の皆さんを感じていることって、やはり我々も本当に納得するところであります、実際、能登半島の地震の際とか、東日本大震災の件も、やはりこの辺のところが非常に問題になったところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういう意味において、今回、このような指摘を受けて、今回、指針をつくられたわけでございますが、その中で、この指針が、今後のスケジュールでいうと、3月に策定するという流れなんですが、その中で、主な内容の中の災害時のトイレ使用確認手順を示すと、これも新たに作成することなんですが、あくまでこの3月の指針を通して、これが、策定を通して、このトイレ使用確認手順を示していくことによろしいんですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 こちらの使用確認手順につきましては、現在作成をしておりまして、年度内、この指針の策定と併せて、その段階ではきちんと作成を完了させてまいりたいと考えているところです。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 安心しました。やはり同時並行でそういう形でやるといふんであれば、よかったですなというふうに思います。

あと、今回の指針ということなんですが、例えば江戸川区とか品川区とかは、これ計画化しているわけですよね。この内容の中にも、適切な場所に十分な数量の災害用トイレを確保するうたっているわけなんですが、あくまで指針でいくということか、それとも、計画化することは考えていないか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 今現時点では計画まではちょっと検討はしていないところでございまして、まずは、この指針をもって進めていきたいと今のところは考えてございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 せっかくこういう形で、確かに指針のところもあるんですけど、こういう形で、また、やはりトイレって絶対に足りないんですよ、間違いなく、本当に災害がいざ起きた際ね。やはりそういうことも踏まえると、適切な場所に十分な数量の確保するわけだから、やはりこれは計画化して、しっかり取り組んでいくべきであると、私はそのように考えています。

それと、この中で、備蓄トイレ、備蓄トイレじゃない、携帯トイレも結構触れられているよね。一昨日、高森さんも、この携帯トイレの配布について質問されておりました。そういう意味で、いつ災害起きるか分からないわけよ。だから、そういう意味で、先ほど石塚委員もおっしゃっていたとおり、何事も備えあれば憂いなしで、この携帯トイレということも、確かに備蓄をしていく、各自が備蓄することも必要なんだけれど、やはりこういった各戸配布、各世帯に配布的なことちょっと考えてくださいよ。検討するということでこの間答弁だったんだけど、いち早くちょっとこれのところを考えてください。以上です。

○委員長 要望でいいですね。

◆小坂義久 委員 はい。

○委員長 拝野委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆押野健 委員 やはりハード面だけで、マンホールトイレ等も含めて、それだけで対応、なかなか難しいという中で、ソフト面の対応、今、小坂委員も言ったとおりであるんだろうなと思っておりますと。ただ、ソフト面の部分で配布した場合に、じゃあ、1回配布したら終わりじゃないと思うんですよね。そこから先、じゃあ、何年かごとにやっていかなければいけないとか、もうそれが震災が起きなければ、その住居にまだあるとか、その辺どう考えていらっしゃるのかなというのがちょっと気になっているので、その辺ちょっと整理していただきたいのが1点と、これ言わなくていいです、要望だけで。

それと、あともう1個が、やはりこの目的の部分が、最初が災害時のトイレの指針になっていますので、どうしても台東区、観光都市、観光地もありますし、また、もっと中央部に行けば、帰宅困難者対策の話も出てくると、どうしても、今、この指針自体は台東区の事業者と区民向けとはなっているんですが、実際起きる災害時には、そういう方々もかなり発生するだろうという中で、3日間は企業にいてください、会社にいてください、その場にいてくださいという是有るんですが、実際としては、この前も防災の勉強会、東大の先生のやつ、行ってきたんですけど、2011年の成功体験があると、帰宅困難者が帰ってくるという成功体験の中では、なかなか分かっていても帰る人が多いだろうという中では、なかなか幾ら周知・啓発しても、実際は帰るだろう、家族の元に帰る人が多いだろうという中では、どうしてもトイレが足りなくなるという中で、これは課題として認識していただきたいだけで、今、答弁は求めないんですけども、例えば避難所のトイレに帰宅困難者の人たちが入ってしまうと、その中に入ってきたりすると、物資も全く足りなくなるとか、トイレをきっかけにしていろいろなことが起きてくると思いますので、ハード面ですよね、やはり。区だけというよりも、都とか、都道も国道もある話なので、何かの頃合いを見つけて、その辺も働きかけをしていただきたいなど要望させていただきます。以上です。

○委員長 いいですか。

◆押野健 委員 はい。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 私のほうも要望で3点。

多分マンホールトイレとかトイレカーとかについては、今、和式と洋式という2種類ありますけど、どちらかといったら洋式が多いんだと思うんで、それは非常にいいと思うんですが、和式だけは、やはりそれを使う方もいっぱいいますし、衛生面でいうと、和式も残しといたほうがいいと思いますので、その辺の比率はどうぞ検討していただければというのと、あともう1点は、こういうトイレとかで一番、一番というか、私も地方行って簡易トイレとか入ると、詰まっているトイレとか結構見ていると、大体が多分紙詰まり、結構していると思うんですね。その物量を減らすとか、そういうのを減らすためにも、紙はあまり使わないようにしなければいけないんですが、多分ここにうたわれていないんですが、ウォシュレットが多分全部使えなくなると思うんですよ。多分災害時、使えなくなる。そうすると、慣れていない人はばん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ばん、変な話ですけれど、拭いて、1ロール使うことはないと思うんですけど、それぐらい使うような方が出るかもしれない。それを防ぐためじゃないんですが、例えば今、簡易で売っている、水でこうやるウォシュレットのやつとか、安いの、百均で100円とかで売っていますから、ああいうのを全員に配る必要はない。家庭1個につくるとか、そういうのをやって物量を減らすというのも必要かなというふうに思っていますんで、今後のやつに検討していただければという点と、あともう一つ、トイレ入るとき、真っ暗だと思うんですよ。真っ暗なやつを対応ということで、昨年か何か、水をびってやると、光る電池を買われていると思うんで、ああいうので実際問題やってみると、暗い中でやってみるというのが重要で、そういうのの体験とか、そういうのを各家庭にも一回配ってみたりしながら、こういうので暗い中でもやるんですよというのも経験になると思いますので、以上3点、すみません、要望で言わせていただきます。

○委員長 これも要望でよろしいですね。

◆青鹿公男 委員 以上です。

○委員長 じゃあ、寺田委員。

◆寺田晃 委員 私も要望なんですけれども、3.11以降、日本の中で大規模災害が重なる中、トイレの重要性というのを少しずつ皆さん、認識されていると思います。私自身もこういう仕事をしながら、防災訓練とかに参加する中で、やはり私自身が子供の頃と違って、トイレの大切さをもうひしひしと感じているんですが、何が言いたいかっていいますと、36ページの自助と共に助の促進の中で、出前講座や防災フェア、各種訓練が中心になってくると思うんですが、こういったものに携わる方は、ある程度やはり時間の余裕のある方。なかなか携われない方のほうが多いんじゃないかなというふうに認識しておりますし、大規模災害時にマスコミで報道されれば、トイレの大切さは少しずつは認識されているとは思うんですが、特に台東区内、集合住宅が増える中、在宅避難、結局、結果として在宅避難の方、頼らざるを得ないというか、そのような中で、トイレの大切さをやはり知っていただくのが今回のこの指針の一つの肝じゃないかなというふうに思っております。なので、この36ページの対策を見ると、期待するところは、災害時のトイレの使用確認手順、これを皆さんに手に取って見ていただきたいなということもありますし、なので、ほかの委員と重なるかもしれないんですが、可能ならば、この手順ができたときに、全戸配布、携帯トイレと一緒に配っていただくと、ああ、もうトイレって本当に大切なんだなというふうに認識していただいて、ご自身でも、いざというときのために防災のご自身の備蓄品の防災グッズの中にトイレが少し用意していただいたら、広がっていくのかなというように期待するところでございます。

また、共助の中でも、東京とどまるマンション、私自身も町会内のマンションの方にお声がけしました。何度も何度もお声がけしましたけれども、大きな壁が、手続の難しさ、大変さ、これを可能ならば全戸挙げて、今日も区民課長さんもいらっしゃいますけれども、全戸挙げて、やはりマンションの管理組合さんとか理事会さんとかに訴えていただいて、使用手順をお配り

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

するとともに、とどまるマンション、手続、できればお手伝いしながらという形で、アドバイスしていただきながら進めていただければ、本当に災害に強いまちになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、これは要望でお願いいたします。

○委員長 よろしいですね。

◆寺田晃 委員 はい、以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 この災害時の一一番やはり困るというか、障害者の皆さんとか、そういう方たちが一番困る率、多いのかなと思うんですけれど、こういう方たちへの指針など、団体として、障害者の団体としてご自分たちで訓練されたりしているところもあるんですけども、実際はやはり点在されている方たちなどの支援・指導とかは、指導というかな、啓発とかはあまりできていない状況があるのかなという中で、そういう方たちへの支援などの対策をもうどう検討されているのかというのが一つ確認しておきたいかなと思ったことと、あとは、ちょっと手順というね、ここでいろいろ、できたら手順をきちんとして、皆さんに表すという形になっているわけですけれど、すごい細かいことのようですが、全然細かくないというか、子育て、母乳、授乳とか、いろいろな中で、おむつだったり、生理用品だったり、いろいろなものが備蓄はされている。ですから、それらが実際災害起きたときにどういう形で皆さんとの間に届いていくのかというような、そのような手順などもここに示されるんだろうと思うんです。そういう中で、トイレとおむつ、トイレと生理用品などは密着したものになるので、その辺を具体的に利用できるような形での手順などの作成もここに盛り込んでいただきたいなというふうに思うんですけども、そういう、細かく見えるけれど、その辺はどのような形で今ご相談とかされているんですかね。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まず1点目、障害者への支援というお話をあったところでです。

今回、このトイレ指針においては、まず、トイレの確保と衛生環境ということもありますので、障害者の方には、アンケートの結果から、広いトイレ、介助者と一緒に入れる広いトイレが必要ですか、そういった意見がありましたので、そういった形で障害者の方でもご利用しやすいようなトイレ環境について整えていきたいとは考えているところです。

具体的な支援ということにつきましては、発災時、トイレだけでなく、様々な支援が必要ですので、それはまた避難行動要支援者の支援ということで、災害対策課としては日頃、日常から進めているところではあります。

それから、2点目の備蓄、この使用手順の中に備蓄ということですけれども、今回の使用手順につきましては、発災時のトイレのまず使用を、発災時はトイレの使用をまず中止してくださいと。で、確認した上で使うようにしてくださいというような周知をしているところで、その発災後、使用できるための手順、配水管の点検ですか、簡単に水を流してみましょ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うとか、そういったところを記載する予定ですので、備蓄につきましては、別途、避難所ですか、そういったところの、備蓄倉庫に生理用品とかそういったものを保管していますので、そういったところの活用については、また別途、避難所運営委員会の中ですとか、そういったところで周知をさせていただきたいと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 確かに発災直後と、1日2日というふうに過ぎてからの経過の内容が変わってくるというふうに思います。だから、今の手順でというか、あるんですけど、それを少しでも短くというんですかね、発災直後と、整えていくということを、これはこちらだけ、こちらだけというのかな、やはり先ほどおっしゃった区民全体で考えていかなければいけないことになるかと思うので、学習会だったり、訓練だったり、いろいろな形でのシミュレーションですよね。私たちがやはり想像して、どのように対応するか、自分のところに災害起きたときに、自分としてはどのようにやろうかという、そういう計画もそれぞれが持てるという、そういう支援もぜひともお願いしたいと思います。これは要望で。

○委員長 いいですか。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 今回、指針が出たことは高く評価しております。

18ページの目標とするトイレの基数なんですが、この基数に関しては、どういった算出根拠で出されていらっしゃいますか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まず、18ページのほうに、トイレの過不足の状況というところで整理してございます。こちらですが、表のご案内になりますが、災害後1週間目までは、スフィア基準ですか東京都のプラン、トイレマスタープランによって、1週間目までは1基当たり50人、1週間目以降は1基当たり20人が望ましいとされております。このトイレの基数につきましては、その他、表の下のところに想定者数がございまして、避難の想定者数を記載しております。その想定者数を1基当たり50人ということで割ると、必要なトイレの基数が出てきます。例えば発災直後ですと、必要な基数といたしましては2,363基必要ということで記載をしておりまして、その時点で使えるトイレとしては4,000基あるということで、充足ということで出しております。

計上しているトイレにつきましては、発災1週間目までは災害対応型常設トイレとマンホールトイレは使用可能としてシミュレーションしております。発災後1週間目以降は、そのトイレに加えまして、他の公共施設のトイレが断水などの回復により徐々に使えるようになっていくということで、使用できるトイレも徐々に増えていくというようなシミュレーションで記載をしているところです。以上でございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

この東京都のガイドラインというか、方針などで、50人と20人ということなんですねけれど、これですね、私、3万5,000人とか4万人規模のキャンプ大会を何度も経験しているんで、あれなんですねけれども、そのキャンプ大会、山口県で行われた世界の大会みたいのがあって、そのときに、3万5,000人に対して約1,000基程度のトイレを用意して、約10日間、青少年たちがキャンプを張るんですけども、その間、3食ご飯を食べながらトイレをするとなると、大渋滞なんですよ。トイレって、やはり使うときの時間帯がある程度決まっているので、相当大渋滞になっているという経験を私はもう10代からずっと4年に1回経験しているんですけども、そのたびにトイレは改善はされていますが、ここに特に大きく書かれていないんですが、そういうトイレ、世界大会などは特に世界中から人がいますので、今の台東区と一緒に、日本人もいれば、来街者もいる。トイレの使い方がもうインフォメーションしている暇がなく、どんどんトイレを使っていって、トイレ自体の汚れが半端ないんですね。ここにあまり記載がないんですけども、トイレのやはり一番重要なところというのは安心感とストレスからの解放だと思うんですけども、トイレ自身に入って、するという行為したくないぐらいトイレが汚くなってくるんですね。ここにその指針、管理指針には書かれていなくて、当時、私、世界大会でトイレの清掃回数などを調べたんですけども、1日70回以上清掃して、その1,000基のトイレを回して初めて衛生状態が保てたって報告書が、私、出ているの見たんですが、私自身経験していると、70回掃除していても、ちょっとしたくないなというトイレになっていたというのも感じました。

その世界大会、その次の4年後に韓国のセマングムで行われたんですけど、そのときは同量より少し少ないトイレを用意したところ、もうトイレ事情で相当な衛生環境の問題が出て、そのとき大統領が直接その会場を改善しろという命令を出すぐらいトイレ事情、水事情が相当苦しい状況だったんですね。そう考えますと、我々がその団体行って奉仕したり活動の中にボランティアという精神が入っているんで、子供たちがそれぞれ自分たちで70回の掃除のほかに掃除をしていますけれど、掃除が行き届かないってなると、やはりこの指針の中には衛生の問題も含めるのと、あと、基準も本当にこの目標でいいのかというところも含めて、どうお考えかなというところだけ、お考えは聞かなくていいです。ぜひそこを考えていただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 今回、この中間のまとめなんですけれど、その中でちょっと私が危惧するところは、マンションの住人に対しての周知なんですね。先ほど課長が言ったとおり、発災時には水洗トイレは基本的に使用しない、原則なんですけれども。やはりそのことを知っている区民の方って結構少ないとと思っています。特に戸建てだと、自分の家族のトイレの回数なんですけれど、マンションに住んでいる方たちが、例えば一番上の階、上のほうに住んでいる方たちが例えれば使えなくなったりしても、自分のところにはお風呂の残り水があるから流せるわって思って、でも、それをすることによって、13ページにも書いてありますように、排水トラブ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ルですよね。やはり1階の住人の方が汚水の逆流が起きたりとかいうことを多分本当に自分が実際に経験しないと分からないことが多いので、そのためにも、今後、災害時のトイレの使用確認手順を作つて周知ということなんですかけれども、やはりマンションというのは今本当に台東区内に大中小とあります。それでまた、管理組合のないところもいっぱいあるんですよね。そういうマンションの住人の人たちにこれが行き渡るかどうか、そこがすごく重要だと思ってるんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

○小池雄太 危機・災害対策課長 まず、管理組合があるようなところにつきましては、我々も今も助成金の周知など行っていますので、そうしたところと同じようなアプローチで周知していきたいとは考えております。

また、管理組合がないところですとか、賃貸住宅にお住まいの方とか、そういった方もいらっしゃいますので、その場合は、例えば不動産の協会ですとか、そういった方々にもご協力いただいて、適正なトイレの確認の仕方というものは今後周知していきたいと考えております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 先ほど寺田委員も言いましたけれど、この確認手順をできれば全戸配布して、区民の全員の方たちがやはり知つてもらいたい。そこだけをしっかりとやっていただきたいと要望しております。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 ちょっと経験的なことからも申し上げるけれどね。淡路大震災のあのときに、東北大震災と違って、局部的な一極集中の大地震だったんだけれど、ちょうど核心の部分、私、10日後かな、行ってきたんですけれどね。ある商店街、生田区の、神戸、商店街だったんですけれども、ほとんどが、何、死者が多くったんですけども、家が残らなかつたんだね。やはりどこへ避難したかというと、学校ですよね、やはり友人が学校に行ったから、学校に行つたって。1週間でトイレのあれが満杯。それで、消防署とかなんとかにいろいろ、県のあれなど、ポンプ車など來つても、間に合わなかつたね。それはもう非常にきつい悪臭ですよ。

やはり、何ていうのかな、今、私が課長をいじめるとかそういうの、全く思つていませんよ。私は、行政で、特別委員会もあるんです、いろいろ、4つありますよね、一番大事なのは環境かなと思うんだね。というのは、我々の生活に密着して、あるいは区民を守るための何とかつて我々言いますけれどね。直接台東区民に対して手助けできるのは、この環境委員会が最も大事かなと思ってね。特にどちらかというと行政の皆さんは環境に関する仕事はそんなに恵まれていないと思っているんでしようけれどね、全然違いますよ。あなた方が頼りなんだよ。環境の関係で、あるいはインフラの関係するとか、窓口でお仕事しているのも大事だけれども、現実に区民の生活を守り、歩み寄つて一緒に苦労できるのは環境委員会のメンバーだと思うんですね。我々もこの委員会をしっかりしなければいけないなと思って、いろいろ考えて、中間のまとめも何回も読んだんですけれどね。結局、とどのつまりがやはりマンホールを、全部のマ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ンホールを利用するしかないんじゃないかな。もちろんワンタッチか何かで囲いができるばいいけれども、仮に半日かかっても、マンホールの上に囲いを作る、あるいは、男女共用ではなくて、別々のあれがそこでできるというような、要するに後のこと考えてみると、マンホール利用が一番かなと思う。

どんな災害でも、マンホールまで壊れるというのはめったにないと思うんだ。ないと思う。ただ大きな建物のそういう水洗だとかいうのは壊れる可能性はある。しかし、マンホール潰れることはないんじゃないかなと想像、これは実際のあれですけれどね。意外と東北の大震災は、インフラに関してはそんなにきつくなかったんですよ。ただ、死亡者が一遍に出ちゃったもんだから、その臭いや悪臭はひどいということで、我々が1か月後に視察したときには、バスから降ろさないんですよ。姉妹都市の議長、副議長でしたけれどね、何で降ろして見させてくんないんだつったら、臭いを嗅がせたくないって言うんだね。そのぐらいやはり死体のあれが広がっていたということなんですね。

先ほど岡田委員から、イベントのことが話したけれどね。これ、台東区ってイベントが多いじゃないですか。だから、そういう意味で、区も全庁、全体で考えてほしいことは、やはりいざというときはトイレなんですよ。例えば広島の平和記念、私行ったときも、絶対数が、トイレが足らないんですよ。並んでいるよ、ずっと。外国人用にも造っていないです。あれ平和を記念というのは大事な大事な、最も大事な記念式典だけれど、そこへ迎え得る1万何千、もっとなのかな、何万人迎える体制が取れていないんだよ。まだ長崎のほうがしっかりしていたな。市長など、立派なこと言っているけれどね。もうちょっと外国人を迎えるに当たっては、準備が足らないよって、私など、どなりたいぐらいきつかったの、私も。

そういう意味で、課長さんを問い合わせるわけじゃないんだけど、台東区は大きなイベントが、三社をはじめ、幾つもあるもんで、そういうときにトイレが一番困っているなというのはあなたも知っていると思うけれど、我々も一番感じているんだ。

それで、私は、移動式のトイレ、トラックね、あれもいろいろ取り寄せたのよ。そしたら、高いのなんのって。区の行政で賄える金額ではないんね。あれ、東京マラソンだからできるんですね。収入もあるし、東京都の力もあるからだけれど、台東区がイベントで移動式トラックトイレを借り入れる、できないと思う。単位が違いましたから。二、三日で何百万ですよ。小型でも70万ぐらい。これはちょっと対応しにくいんで、ただ、将来、いざというときに役に立つのは、そういうものもあるよということは知っているんですけども、その対策を例えば東京都から予算や何か、後づけでもいいからね、危機対策の場合はこうだよというような話を進めるぐらいの、何というのかな、こういう準備、中間のまとめ、あるいは、今度、結論が出るでありますけれども、そこまでちょっと私は期待をしたいなと、このように思っております。要望です。

○委員長 よろしいですか。

◆石塚猛 委員 はい。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ほか、よろしいですか。いいですね。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 案件第1、環境及び安全安心について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 おはかりいたします。

案件第1、環境及び安全安心については、重要な案件でありますので、引き続き調査することに決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 これをもちまして、環境・安全安心特別委員会を閉会いたします。

午前10時47分閉会